平成２３年（フ）第２０３２号
神奈川県藤沢市善行７丁目８番26―102号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市大庭8270番地の21
破産者　小南　史郎
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６８号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区３棟206号
破産者　坪　　忠美
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１３号
横浜市都筑区茅ケ崎中央24番７―502号
破産者　山根　洋平
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７号
福岡県八女市立花町兼松1514番地
破産者　古賀　妙子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第５８号
福岡県築上郡築上町大字椎田955番地、住民票上の住所福岡県築上郡築上町大字椎田1643番地１
破産者　末延紀久雄
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
長崎県諫早市堂崎町４番地１　県住あやめ棟504号、前住所長崎県諫早市中尾町２番地43
破産者　岩本　成之
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
松江市浜佐田町860番地１　ＴＡＫＥ―ＵＰⅢ303号、前住所松江市南平台24番７号
破産者　多久和奈津代
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５７１９号
大阪府茨木市彩都やまぶき４丁目３番６号サンフォレスト103号、前住所大阪府高槻市塚原３丁目16番12―206号
破産者　浅井　龍雄
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年６月10日午後３時
平成25年４月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２号
兵庫県伊丹市松ケ丘１丁目58番地　エル昆陽池203号、前住所兵庫県伊丹市中野東２丁目259番地　Ｂ号
破産者　兵庫阪神犬友社こと　石躍　利浩
1　破産債権の届出期間　平成25年５月13日まで
2　一般調査期日　平成25年７月11日午前10時30分
平成25年４月12日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４４５号
堺市南区新檜尾台３丁２番１―104号
破産者　角谷　　斉
1　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
2　一般調査期日　平成25年７月８日午前11時30分
平成25年４月11日
大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第３６号
山口県長門市東深川911番地44
破産者　野尻　晴己
異議申述期間　平成25年５月29日まで
平成25年４月11日　　山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第５６号
山口県長門市東深川911番地
破産者　有限会社野尻酒舗
異議申述期間　平成25年５月29日まで
平成25年４月11日　　山口地方裁判所萩支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第１８号
神戸市東灘区深江南町４丁目13番20号　磯島マンション403号、従前の住所兵庫県宝塚市鹿塩２丁目６番３―208号
破産者　平田ケビンこと　ＪＩＲＡＴＡ　ＫＯＧＡ　ＫＥＶＩＮ　ＡＮＤＲＥＷ
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２００９号
東京都台東区台東４丁目18番７号
清算株式会社　株式会社アージュ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第３００２号
大阪府豊中市北桜塚２丁目１番１号
清算株式会社　株式会社バンダムコーポレーション
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第８３号
東京都新宿区中落合４丁目24番12号
再生債務者　鈴木　理明
主文　平成24年７月27日にした監督命令を取り消す。
平成25年４月９日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第３号
大阪市北区堂島１丁目６番20号
再生債務者　株式会社スカイビジョン
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年６月21日から平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第９号
大阪府茨木市横江２丁目８番43号
再生債務者　株式会社嶺井運輸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第２号
熊本県宇土市住吉町2100番地１
再生債務者　村上　裕一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月９日
熊本地方裁判所民事第１部